親が亡くなり、相続税の申告が要るかもしれない方・ご家族へ

相続税申告の必要書類チェックリスト

税理士や税務署に相談する前に、集められる書類を印刷して✓を付けながら確かめるための紙です。
税額の計算や、申告が必要かどうかの判定をする紙ではありません。

このチェックリストの使い方（6ページ）

1. このページで、申告期限と提出先を確かめ、わが家のメモ欄に書く。
2. 2ページ目で、一般の場合に出す書類と、特例などを使うときに加わる書類を確かめる。
3. 3〜5ページ目で、亡くなった人の財産の種類に当てはまる区分から、集める資料に✓を付ける。
4. わからない点は6ページ目に書き出して、被相続人の住所地の税務署か税理士に確かめる。

申告期限と提出先（国税庁 タックスアンサー No.4205・相続税の申告手続）

- 相続税の申告は、被相続人が死亡したことを知った日（通常は死亡の日）の翌日から10か月以内に行います。国税庁の例では、1月6日に亡くなった場合の申告期限はその年の11月6日です。
- 申告期限が土曜日・日曜日・祝日などに当たるときは、その翌日が期限とみなされます。
- 相続税の納税も、申告期限までに行います。申告期限までに申告しなかった場合や、実際に取得した財産の額より少ない額で申告した場合は、本来の税金のほかに加算税や延滞税がかかる場合があります。
- 延納・物納を希望する場合は、申告書の提出期限までに税務署に申請書などを提出して許可を受ける必要があります。
- 提出先は、亡くなった人（被相続人）の死亡の時の住所が日本国内にある場合は、被相続人の住所地を所轄する税務署です。相続人の住所地の税務署ではありません。
- 申告書は、e-Tax（電子申告）で提出（送信）する方法のほか、郵便や信書便による送付、または税務署の時間外収受箱へ投函する方法で出せます。
- 税務署の総合窓口の受付時間は、令和8年10月1日から原則として午前9時から午後3時まで（2026年10月25日確認）。土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日〜1月3日）は執務を行っていません。

このチェックリストでわかること

- 申告期限と提出先。
- 一般の場合に出す書類と、特例などで加わる書類の名前。
- 財産の種類ごとに、どんな資料を集めるか。

このチェックリストでわからないこと

- 申告が必要かどうか（国税庁の要否判定コーナーか、税務署・税理士へ）。
- 特例が使えるかどうか・税額・申告書の書き方。
- 各項目で何を確かめるか（国税庁のチェックシートの「検討内容」）。

わが家のメモ（計算はせず、確かめた日付を写す）

亡くなったことを知った日：令和　年　月　日　／　国税庁・税務署で確かめた申告期限：令和　年　月　日

提出先の税務署（被相続人の住所地を所轄する税務署）：

提出の方法：e-Tax　／　郵便・信書便　／　持参　／　時間外収受箱（○をつける）

発行：生前整理支援センター ふれあいの丘（株式会社Kogera） www.fureaino-oka.com/souzoku/shinkoku-shorui 個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
国税庁の資料（2026年10月25日確認）の項目名をもとにした一般的なチェックリストで、税額の計算や、申告が必要かどうか・特例が使えるかどうかの判定をするものではありません。個別のことは、被相続人の住所地の税務署か税理士に確かめてください。

相続税申告の必要書類チェックリスト

一般の場合に出す書類と、特例などを使うときに加わる書類

相続税の申告の際に提出していただく主な書類

国税庁「相続税の申告のしかた（令和8年分用）」73～75ページにもとづく（書類名は読みやすく整えています）。集めたら✓

✓	本人確認書類（マイナンバーの番号確認と身元確認）
☐	番号確認書類（マイナンバー〈12桁〉を確認できる書類）：マイナンバーカード（個人番号カード）【裏面】、通知カード、住民票の写し（マイナンバーの記載があるものに限ります。）など
☐	身元確認書類：マイナンバーカード（個人番号カード）【表面】、運転免許証、身体障害者手帳、パスポート、在留カード、公的医療保険の資格確認書など
☐	マイナンバーカードは表面で身元確認、裏面で番号確認を行うので、写しを添付するときは表面と裏面の両面の写しが必要です。
☐	通知カードは、記載された氏名・住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、番号確認書類として使えます。
☐	e-Taxで申告手続を行う場合は、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。税務署の窓口で提出する人は、写しの添付に代えて本人確認書類を提示してもかまいません。
☐	「公的医療保険の資格確認書」の写しを添付するときは、写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に塗り潰します。

✓	一般の場合（(2)～(7)の特例及び納税猶予等の適用を受けない場合）
次のいずれかの書類	
☐	イ　被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本（相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの）
☐	ロ　図形式の法定相続情報一覧図の写し（子の続柄が実子又は養子のいずれであるかが分かるように記載されたものに限ります。）。被相続人に養子がいる場合は、その養子の戸籍の謄本又は抄本も必要です。
☐	戸籍の謄本または法定相続情報一覧図の写しは、コピー機で複写したものでもかまいません。
☐	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し（提出をお願いしている書類）
☐	「法定相続情報一覧図の写し」は、被相続人の本籍地等を管轄する法務局に必要書類と合わせて申出をすることで交付を受けられます。

✓	相続時精算課税適用者がいる場合
☐	一般の場合の書類（戸籍の謄本など）と、遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
☐	被相続人の戸籍の附票の写し（相続開始の日以後に作成されたもの）

✓	相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した特定贈与財産の価額について贈与税の課税価格に算入する（相続税の課税価格に加算しない）場合
☐	登記事項証明書などで、贈与を受けた者が居住用不動産を取得したことを証する書類
☐	贈与を受けた配偶者の戸籍の附票の写し（被相続人からの贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたもの）

✓	配偶者の税額軽減の適用を受ける場合
☐	一般の場合の書類（戸籍の謄本など）
☐	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
☐	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
☐	申告期限後3年以内の分割見込書（申告期限内に分割ができない場合に提出）

✓	小規模宅地等の特例の適用を受ける場合
☐	一般の場合の書類・遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し・相続人全員の印鑑証明書・申告期限後3年以内の分割見込書に加えて、特例の適用を受ける宅地等の区分（特定居住用宅地等・特定事業用宅地等・特定同族会社事業用宅地等・貸付事業用宅地等）に応じた書類を出します。区分ごとの書類の名前は、国税庁のチェックシートの「小規模宅地等」の欄にも並んでいます。

✓	特定計画山林の特例の適用を受ける場合
☐	一般の場合の書類・遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し・相続人全員の印鑑証明書・申告期限後3年以内の分割見込書
☐	市町村長等の認定を受けた森林経営計画書の写し
☐	その他特例の適用要件を確認する書類

✓	特定受贈同族会社株式等に係る特定事業用資産の特例の適用を受ける場合
☐	一般の場合の書類・遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し・相続人全員の印鑑証明書、その他特例の適用要件を確認する書類

✓	延納申請・物納申請を行う場合
☐	延納申請：延納申請書、金銭納付を困難とする理由書、担保目録及び担保提供書、不動産等の財産の明細書、担保提供関係書類（担保が土地の場合の主なもの：登記事項証明書、固定資産評価証明書など土地の評価の明細、抵当権設定に必要な書類を提出する旨の確約書）
☐	物納申請：物納申請書、金銭納付を困難とする理由書、物納財産目録、物納手続関係書類（登記事項証明書、公図、所在図その他必要な書類）
☐	詳しくは、国税庁の「相続税・贈与税の延納の手引」「相続税の物納の手引」で確かめます。

書類についての注意（国税庁）

- 重複する書類がある場合には、重ねて提出する必要はありません。
- 添付書類は機械で読み取るので、のりづけをしません。複数枚になる場合は、クリップ等で留めて提出します。

発行：生前整理支援センター ふれあいの丘（株式会社Kogera） www.fureaino-oka.com/souzoku/shinkoku-shorui 個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
国税庁の資料（2026年10月25日確認）の項目名をもとにした一般的なチェックリストで、税額の計算や、申告が必要かどうか・特例が使えるかどうかの判定をするものではありません。個別のことは、被相続人の住所地の税務署か税理士に確かめてください。

相続税申告の必要書類チェックリスト

財産の種類ごとに集める資料(その1:分割等・相続財産・債務・葬式費用)

国税庁のチェックシートの検討資料

区分:相続財産の分割等／相続財産／債務・葬式費用。「添付」欄は国税庁の凡例どおり

右端の「添付」欄は、※印が提出をお願いしている項目で、チェックボックスがない項目は添付不要です。「申告書として提出」は、申告書の表そのものとして出すものです。亡くなった人の財産に当てはまる項目だけ、集めたら✓を付けます。

区分「相続財産の分割等」・区分「相続財産」

検討項目	✓	検討資料(国税庁のチェックシートの表記)	添付
相続財産の分割等	☐	家庭裁判所の検認を受けた遺言書又は公正証書による遺言書の写し	☐※ 提出をお願いしている
	☐	特別代理人選任の審判の証明書	－(添付不要)
	☐	戸籍の謄本等(注1)	☐ 添付
	☐	遺産分割協議書の写し	☐※ 提出をお願いしている
不動産	☐	所有不動産を証明するもの(固定資産税評価証明書、登記事項証明書等)	－(添付不要)
	☐	賃貸借契約書、小作に付されている旨の農業委員会の証明書	－(添付不要)
	☐	土地の無償返還に関する届出書	－(添付不要)
	☐	実測図等	－(添付不要)
事業(農業)用財産	☐	資産・負債の残高表、所得税青色申告決算書・収支内訳書	－(添付不要)
有価証券	☐	証券、株券、通帳又はその預り証	－(添付不要)
	☐	証券、株券又はその預り証	－(添付不要)
	☐	配当金支払通知書(保有株数表示)	－(添付不要)
	☐	評価明細書等	－(添付不要)
現金・預貯金	☐	預貯金・金銭信託等の残高証明書、預貯金通帳等	－(添付不要)
家庭用財産	(検討資料の欄は空欄です)		
生命保険金・退職手当金等	☐	保険証券、支払保険料計算書、所得税及び復興特別所得税の確定申告書(控)等	－(添付不要)
	☐	退職金の支払調書、取締役会議事録等	－(添付不要)
立木	☐	立木証明書、森林経営計画書、森林簿、森林組合等の精通者意見など	－(添付不要)
その他の財産	☐	法人税の確定申告書(控)、借用証等	－(添付不要)
	☐	現物の確認(最近取得している場合は、取得価額の分かる書類)	－(添付不要)
	☐	会員証(券)	－(添付不要)
	☐	賃貸借契約書、通帳、領収書(控)	－(添付不要)
	☐	評価明細書	☐※ 提出をお願いしている
	☐	総勘定元帳、決算書	－(添付不要)
	☐	所得税及び復興特別所得税の準確定申告書(控)	－(添付不要)
	☐	保険証券、支払保険料計算書、所得税及び復興特別所得税の確定申告書(控)等	－(添付不要)

区分「債務・葬式費用」

検討項目	✓	検討資料(国税庁のチェックシートの表記)	添付
債務	☐	納付書、納税通知書、請求書、手形	－(添付不要)
	☐	賃貸借契約書	－(添付不要)
	☐	相続権利放棄申述の証明書	－(添付不要)
葬式費用	☐	領収証、請求書等	－(添付不要)

(注1)戸籍の謄本等

「戸籍の謄本等」は、①相続開始の日から10日を経過した日以後に作成された「戸籍の謄本」で被相続人の全ての相続人を明らかにするもの、②図形式の「法定相続情報一覧図の写し」(子の続柄が実子又は養子のいずれであるかが分かるように記載されたものに限る)のいずれかです。被相続人に養子がいる場合は、その養子の戸籍の謄本又は抄本も提出します。

発行:生前整理支援センター ふれあいの丘(株式会社Kogera) www.fureaino-oka.com/souzoku/shinkoku-shorui 個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
国税庁の資料(2026年10月25日確認)の項目名をもとにした一般的なチェックリストで、税額の計算や、申告が必要かどうか・特例が使えるかどうかの判定をするものではありません。個別のことは、被相続人の住所地の税務署か税理士に確かめてください。

相続税申告の必要書類チェックリスト

財産の種類ごとに集める資料(その2:贈与の加算・評価・税額計算等)

国税庁のチェックシートの検討資料

区分:生前贈与財産の相続財産への加算／評価／課税価格・基礎控除額・税額計算等／その他検討項目

区分「生前贈与財産の相続財産への加算」

検討項目	✓	検討資料(国税庁のチェックシートの表記)	添付
生前贈与財産の相続財産への加算	【相続時精算課税】		
	☐	贈与税の申告書(控)	－(添付不要)
	☐	申告書第11の2表	申告書として提出
	☐	被相続人の戸籍の附票の写し(注2)	☐ 添付
	【暦年課税】		
	☐	贈与証書、贈与税の申告書(控)、預貯金通帳	－(添付不要)
	☐	申告書第14表	申告書として提出
	☐	配偶者の戸籍の附票の写し(注3)	☐ 添付
	☐	居住用不動産の登記事項証明書	－(添付不要)
	【「教育資金」又は「結婚・子育て資金」の一括贈与に係る非課税の特例】		
	☐	金融機関等の営業所等で確認した管理残額が分かるもの	－(添付不要)

区分「評価」

検討項目	✓	検討資料(国税庁のチェックシートの表記)	添付
不動産	☐	実測図	☐※ 提出をお願いしている
	☐	土地の賃貸借契約書、住宅地図	－(添付不要)
	☐	配偶者居住権等の評価明細書	☐※ 提出をお願いしている
	☐	固定資産評価証明書	－(添付不要)
	☐	土地及び土地の上に存する権利の評価明細書(地形図の記載は、実測図・公図の添付により省略可)	☐※ 提出をお願いしている
	☐	市街地農地等の評価明細書	☐※ 提出をお願いしている
	☐	居住用の区分所有財産の登記事項証明書	－(添付不要)
	☐	居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書	☐※ 提出をお願いしている
非上場株式	☐	土地の賃貸借契約書	－(添付不要)
	☐	法人税の確定申告書(控)	－(添付不要)
	☐	取引相場のない株式の評価明細書	☐※ 提出をお願いしている
	☐	納税通知書	－(添付不要)
	☐	不動産売買契約書、登記事項証明書	－(添付不要)
上場株式等	☐	上場株式の評価明細書等	☐※ 提出をお願いしている
立木	☐	山林・森林の立木の評価明細書	☐※ 提出をお願いしている
	☐	実測図等	☐※ 提出をお願いしている

区分「課税価格」「基礎控除額」「税額計算等」

検討項目	✓	検討資料(国税庁のチェックシートの表記)	添付
課税価格	☐	申告書第1表・第1表(続)	申告書として提出
基礎控除額	☐	戸籍の謄本等(注1)	☐ 添付
税額加算 (税額計算等)	☐	遺言書、贈与契約書	☐※ 提出をお願いしている
	☐	申告書第4表	申告書として提出
税額計算 (税額計算等)	☐	申告書第2表	申告書として提出
税額控除 (税額計算等)	☐	贈与税の申告書(控)、障害者手帳、戸籍の謄本等、相続税の申告書	－(添付不要)
配偶者税額軽減 (税額計算等)	配偶者の取得財産については分割済		
	☐	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し	☐ 添付
	☐	相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書に押印したもの)(注4)	☐ 添付
	未分割(全部又は一部)		
	☐	申告期限後3年以内の分割見込書	☐ 添付

区分「その他検討項目」

検討項目	✓	検討資料(国税庁のチェックシートの表記)	添付
その他検討項目	☐	各相続人等の本人確認書類の写し(マイナンバー〈個人番号〉の本人確認〈①番号確認及び②身元確認〉のため。e-Taxで申告手続を行う場合は提示又は写しの提出が不要)	☐ 添付

発行:生前整理支援センター ふれあいの丘(株式会社Kogera) www.fureaino-oka.com/souzoku/shinkoku-shorui 個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。

国税庁の資料(2026年10月25日確認)の項目名をもとにした一般的なチェックリストで、税額の計算や、申告が必要かどうか・特例が使えるかどうかの判定をするものではありません。個別のことは、被相続人の住所地の税務署か税理士に確かめてください。

相続税申告の必要書類チェックリスト

特例を使う場合に集める資料(小規模宅地等・特定計画山林・農地等の納税猶予)

区分「特例」の検討資料

特例が使えるかどうかは判断しません(使うかどうかは税務署か税理士に確認)。書類の名前だけを並べます

検討項目	✓	検討資料(国税庁のチェックシートの表記)	添付
小規模宅地等	特例を適用する場合(共通)		
	☐	申告書第11・11の2表の付表1	申告書として提出
	☐	申告書第11・11の2表の付表1(別表1)	申告書として提出
	☐	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し	☐ 添付
	☐	相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書に押印したもの)(注4)	☐ 添付
	イ 特定事業用宅地等に該当する場合		
	☐	申告書第11・11の2表の付表1(別表2)	申告書として提出
	ロ 特定居住用宅地等に該当する場合		
	☐	特例の適用を受ける宅地等を自己の居住の用に供していることを明らかにする書類(特例の適用を受ける人が被相続人の配偶者である場合又はマイナンバー(個人番号)を有する者である場合には提出不要です。)	☐ 添付
	☐	相続開始前3年以内における住所又は居所を明らかにする書類(特例の適用を受ける人がマイナンバー(個人番号)を有する者である場合には提出不要です。)	☐ 添付
	☐	相続開始前3年以内に居住していた家屋が、自己、自己の配偶者、三親等内の親族又は特別の関係がある一定の法人の所有する家屋以外の家屋である旨を証する書類	☐ 添付
	☐	相続開始の時において自己の居住している家屋を相続開始前のいずれの時においても所有していたことがないことを証する書類	☐ 添付
	☐	被相続人の戸籍の附票の写し	☐ 添付
	☐	介護保険の被保険者証の写し、障害福祉サービス受給者証の写し等(介護保険の被保険者証の写しを提出する場合は、保険者番号及び被保険者番号をマスキングしてください。)	☐ 添付
	☐	施設への入所時における契約書の写し等	☐ 添付
	ハ 一定の郵便局舎の敷地の用に供されている宅地等で、特定事業用宅地等に該当する場合		
	☐	総務大臣が交付した証明書	☐ 添付
	ニ 特定同族会社事業用宅地等に該当する場合		
	☐	法人の定款の写し	☐ 添付
	☐	法人の発行済株式の総数(又は出資の総額)及び被相続人等が有するその法人の株式の総数(又は出資の総額)を記載した書類でその法人が証明したもの	☐ 添付
	ホ 貸付事業用宅地等に該当する場合		
	☐	過去4年分の所得税青色申告決算書(不動産所得用)の写しなど被相続人等が相続開始の日まで3年を超えて特定貸付事業を行っていたことを明らかにする書類	☐ 添付
	検討内容の②～⑥に対応する資料		
	☐	賃貸借契約書等	－(添付不要)
	☐	収支内訳書(不動産所得用)	－(添付不要)
	☐	申告書第11・11の2表の付表1	申告書として提出
	☐	遺言書又は遺産分割協議書	－(添付不要)
	未分割の場合		
	☐	申告期限後3年以内の分割見込書	☐ 添付
特定計画山林	☐	申告書第11・11の2表の付表2又は付表2の2	申告書として提出
	☐	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し	☐ 添付
	☐	相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書に押印したもの)(注4)	☐ 添付
	☐	森林経営計画書の写し	☐ 添付
	☐	特例の適用を受ける資産の内容の分かるもの	☐ 添付
	未分割の場合		
	☐	申告期限後3年以内の分割見込書	☐ 添付
農地等の納税猶予	☐	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し	☐ 添付
	☐	相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書に押印したもの)(注4)	☐ 添付
	☐	農業委員会の適格者証明書等	☐ 添付
	☐	担保の提供に関する書類	☐ 添付
	☐	贈与税の申告書(控)	－(添付不要)

非上場株式等や個人の事業用資産の納税猶予の特例を受ける場合は、それぞれ別の適用要件チェックシートがあると、チェックシートの案内に書かれています。特例の要件や宅地の区分は、www.fureaino-oka.com/souzoku/shoukibo-takuchi と国税庁の「相続税の申告のしかた」で確かめられます。

発行:生前整理支援センター ふれあいの丘(株式会社Kogera) www.fureaino-oka.com/souzoku/shinkoku-shorui 個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
国税庁の資料(2026年10月25日確認)の項目名をもとにした一般的なチェックリストで、税額の計算や、申告が必要かどうか・特例が使えるかどうかの判定をするものではありません。個別のことは、被相続人の住所地の税務署か税理士に確かめてください。

相続税申告の必要書類チェックリスト

調べ先メモ(税務署・税理士)と出典

調べ先 国税庁の案内どおり

申告が必要かどうかのおおよその目安は、国税庁の「相続税の申告要否判定コーナー」(www.keisan.nta.go.jp/sozoku/yohihantei/top)で確かめられます。申告書を作成するものではありません。基礎控除額を超えない場合でも、遺産分割の内容によっては申告が必要になる場合があります。

提出先は、被相続人の住所地を所轄する税務署です。税理士を探すときは、国税庁「税理士をお探しの方へ」(www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sozoku-tokushu/find.htm)が案内しています。

相談先の名称(税務署／税理士):

受付時間・予約の要否・持っていくもの:

相談した日:令和　年　月　日　／ 応対した人(名前):

聞くことのメモ 聞いたら✓、答えは右のメモへ

✓	聞くこと	答えのメモ
☐	亡くなったことを知った日と、申告期限(確かめた日付)が合っているか	
☐	申告が必要かどうか(国税庁の要否判定コーナーの結果を持っていく)	
☐	財産の種類(　　)に応じて、どの資料が要るか	
☐	使いたい特例(　　)の必要書類がそろっているか	
☐	e-Taxで出せるか、書面で出すか	
☐	そのほか:	

次にやること(ふれあいの丘のページ)

- 申告書の表(第1表〜第15表)の一覧と入手先:www.fureaino-oka.com/souzoku/shinkokusho-youshiki
- 基礎控除額と税率の早見表:www.fureaino-oka.com/souzoku/zeiritsu-hayamihyo
- 小規模宅地等の特例の要件・必要書類:www.fureaino-oka.com/souzoku/shoukibo-takuchi

書類を集める助けになるページ

- 戸籍の附票・除籍謄本の早見表:www.fureaino-oka.com/souzoku/koseki-shurui
- 固定資産評価証明書・名寄帳の取り方:www.fureaino-oka.com/souzoku/hyouka-shoumeisho
- 財産目録テンプレート:www.fureaino-oka.com/souzoku/zaisan-mokuroku

(注2)〜(注4)

「戸籍の附票の写し」(被相続人のもの)は、相続開始の日以後に作成されたものに限ります。配偶者の「戸籍の附票の写し」は、被相続人からの贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたものに限ります。配偶者に対する相続税額の軽減、小規模宅地等、特定計画山林及び農地等の納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「印鑑証明書」は必ず原本を提出します。

出典(2026年10月25日確認)

・国税庁 タックスアンサー No.4205「相続税の申告と納税」(令和8年4月1日現在法令等)、「B1-2 相続税の申告手続」

・国税庁「相続税の申告のためのチェックシート(令和6年分以降用)」(PDF・4面)、「相続税」(確定申告等情報)

・国税庁「相続税の申告のしかた(令和8年分用)」73〜75ページ「(参考)相続税の申告の際に提出していただく主な書類」

・国税庁「相続税の申告要否判定コーナー」、「税理士をお探しの方へ」

一般的なチェックリストです。制度や様式は、年分や法改正で変わります。税額の計算、特例が使えるかどうか、申告が必要かどうかなど個別のことは、被相続人の住所地の税務署か税理士に確かめてください。国税庁のチェックシート・様式そのものは再配布していません。

発行:生前整理支援センター ふれあいの丘(株式会社Kogera) www.fureaino-oka.com/souzoku/shinkoku-shorui 個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
国税庁の資料(2026年10月25日確認)の項目名をもとにした一般的なチェックリストで、税額の計算や、申告が必要かどうか・特例が使えるかどうかの判定をするものではありません。個別のことは、被相続人の住所地の税務署か税理士に確かめてください。